

鹿島市条例第6号

鹿島市移住体験施設設置条例

(設置)

第1条 鹿島市への移住希望者に対し、鹿島市での生活を体験できる機会を提供することにより、市への移住・定住を促進するとともに、移住希望者及び地域住民等との交流を行うことで、市の活性化に資するため、鹿島市移住体験施設（以下「移住体験施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 移住体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿島市移住体験施設旧筒井家住宅	鹿島市浜町甲4495番地

(事業)

第3条 移住体験施設は、次に掲げる事業の使用に供するものとする。

- (1) 移住希望者による宿泊を目的とする移住体験事業（以下「移住体験事業」という。）
- (2) 移住希望者及び地域住民等との交流を目的とする事業（以下「交流事業」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(管理運営)

第4条 移住体験施設は、市長がこれを管理運営する。

(使用時間)

第5条 移住体験施設の使用時間は、終日とする。ただし、交流事業で使用する場合は、午前10時から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 移住体験施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の許可)

第7条 移住体験施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 移住体験施設の使用は、移住体験事業を優先し、その使用がないと認められる日には、交流事業等について、使用を許可するものとする。

3 市長は、前項に規定するもののほか、許可をするに当たり、移住体験施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第8条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、移住体験施設の使用を許可しないものとする。

(1) 使用の許可の目的に違反すると認められるとき。

(2) 移住体験施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 移住体験施設の施設、設備、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、移住体験施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し)

第9条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を停止させ、又は退出を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

2 前項の規定により使用者に生じた損害に対しては、市はその責めを負わない。

(使用料)

第10条 移住体験施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用しようとする日の初日の3日前までに納付しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の必要により許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責任でない事由により使用できなかつたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、移住体験施設の使用が終わったとき又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に復し、返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、移住体験施設の施設及び設備を破損し、汚損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、第4条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、移住体験施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第16条 指定管理者の指定の手続等については、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住体験施設の使用の許可に関すること。
- (2) 移住体験施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 移住体験施設の使用料の徴収及び使用料の還付に関する業務
- (4) その他移住体験施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(準用)

第18条 第7条から第10条まで及び第12条の規定は、第15条の規定

により指定管理者に移住体験施設の管理を行わせる場合について準用する。
この場合において、第7条から第10条まで及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長は、この条例の施行の日前においても、使用の許可に関する手続きその他必要な準備行為を行うことができる。

別表(第10条関係)

区分	使用料	単位
宿泊	1,500円	1棟 1泊につき
宿泊以外	無料	